

生野区ふれあい事業等助成金に関する要綱

1 目 的

生野区には、子どもから高齢者まで、誰もが安心して安全にくらすための福祉のまちづくりを目指す活動をおこなっている団体、NPO、ボランティアグループ等が多くあり、それぞれがゆるやかな連携をとりつつ、先駆的・開拓的に生野区の地域福祉を推進しています。

当協議会では、それらの団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業を行えるよう、積極的に助言を行い、福祉活動並びに地域福祉の増進を目指すひとつの事業に対し助成金を交付します。

この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会

3 交付対象

生野区民を対象としている事業で

- ・ 生野区内で福祉ボランティア活動を行っているグループ
- ・ 生野区内の法人格を有しないが、社会福祉活動に実績ある団体
- ・ 生野区内の社会福祉法人、NPO 法人などの法人格を有する団体

4 助成対象期間（領収書の有効期間）

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

5 交付対象事業及び金額

広く区民に開かれている、次の事業を対象とします。

	交付対象事業	助成金額
ふれあい事業	(1) 障がい者ふれあい事業 障がい者の自立支援・社会参加促進事業	上限5万円
	(2) 福祉に関する講習会・研修会（区民向け）	
	(3) その他生野区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業	

(※総額＝130万円)

ただし、通常の電話代や家賃などの運営経費、飲食費、人件費は助成対象外。

5 申込方法

- (1) 申請書に該当する事業計画書・予算書を添付して区社協に提出してください。
- (2) 団体からの申請を受けて、共同募金運営委員会にて審査のうえ交付決定します。(8月頃)
- (3) 結果は、10月までに各代表者のご自宅に郵送します。
- (3) 交付決定後、申請団体名義の指定口座へ助成金を振込みます。

6 周知方法及び時期

区社協広報紙「ふれあい生野」に掲載します。

7 その他

- (1) 補助金交付対象の事業が年度内に実施が困難となった場合は、速やかに区社協に申し出のうえ、令和7年1月までに返還してください。
また、対象期間内に助成金を使用できない場合、残金は返金していただく場合があります。
- (2) この事業は、共同募金の配分金により行われています。必ず赤い羽根共同募金の助成を受けて実施していることを周知してください。
- (3) 令和7年度善意銀行先駆的事业との同時申込はできません。

令和7年7月23日（水）締め切り

この事業は、共同募金の配分金により行います！